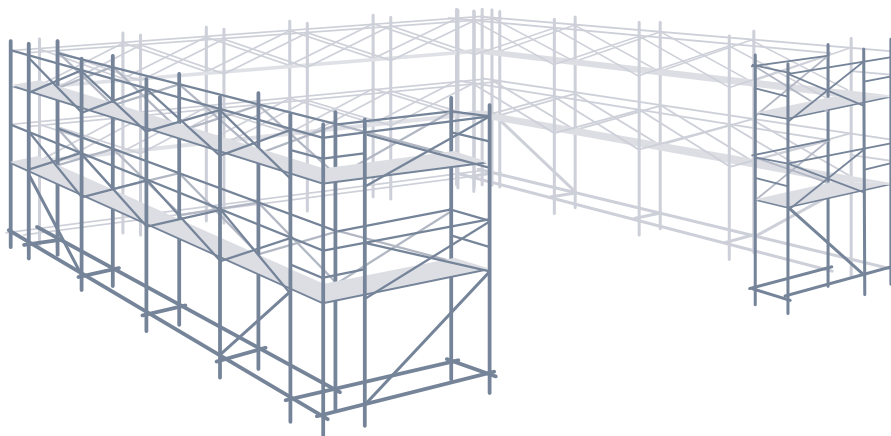


足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

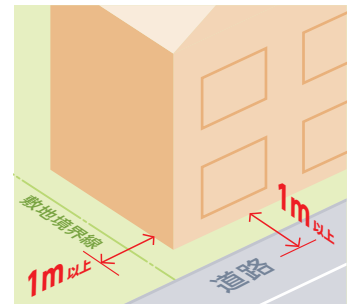
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

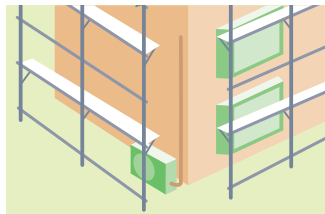
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

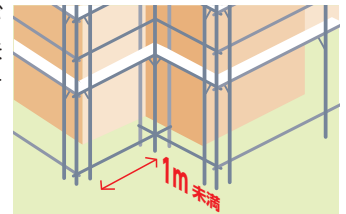


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

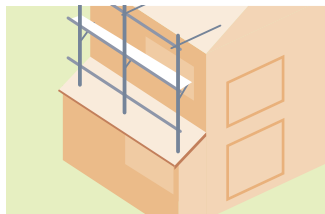
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



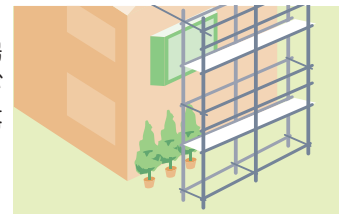
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



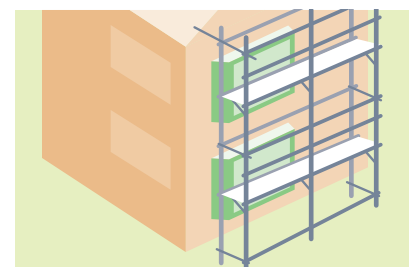
- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。

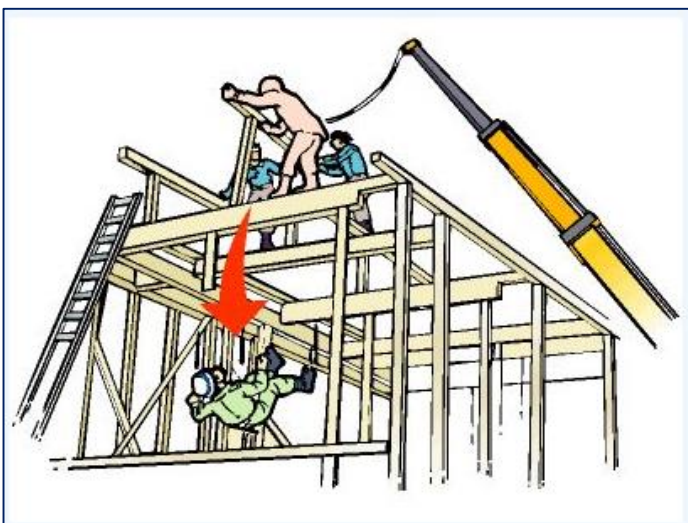


https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

STOP!墜落・転落災害

県内の木造家屋建築工事現場において墜落・転落による重篤な労働災害が多発しています。



- ★ 墜落制止用器具は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ★ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の隙間は12cm未満としましょう。



安全確保



③墜落制止用器具の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず墜落制止用器具を使用しましょう

一側足場の使用範囲が明確化されました R6.4.1施行

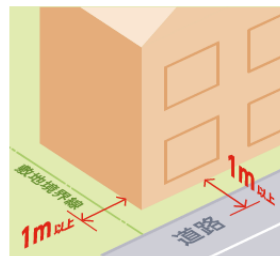
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※ 足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点とした「はり間方向」の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



足場の点検等に関する留意事項

R5.10.1施行

足場の点検には点検者の指名が必要になりました

詳しくはこちら！パンフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」



事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」、「朝礼等に際し口頭で伝達」、「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になりました

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に、指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場等（注1）			
足場等点検チェックリスト			
工事名（ ） 工期（ ）～（ ）		点検者氏名（ ）（ ）（ ）	
点検実施理由（修繕後、地震後、足場の組立て、一部解体後、変更後）（その詳細は足場等の用途、種類、概要）			
点検事項（注6）	点検の内容（注7）	良否（注8）	確認者
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態			
2 建地、布、腕木等の繋ぎ目、接合部及び取付け部の緩みの状態			
3 繋ぎ目材及び繋ぎ金具の損傷及び腐食の状態			

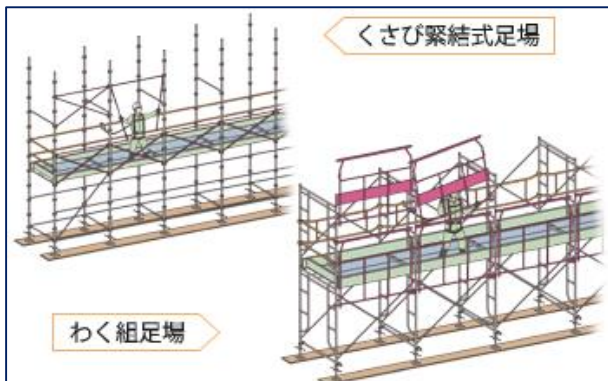
手すり先行工法の足場を使用しましょう R5.12ガイドライン改正

手すり先行工法とは

建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、作業床の端の手すりを残置して行う工法です。

手すり先行工法の種類のうち、手すり据置き方式

- 足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床から、据え置き型の手すり又は手すりわく（据置き手すり機材）を最上層の作業床の端となる箇所に設置する方式
- 据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取り外しができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置される



詳しくはこちら！パンフレット「手すり先行工法の足場を使用しましょう」

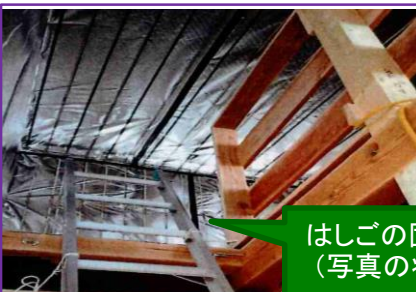


建築現場で違反を指摘されることの多い事例

① 墜落転落防止対策の違反



建て方中に、墜落防止用ネットが未設置だった事例
(写真は改善後の状況)



常設階段を設置する前の開口部に手すり等が未設置だった事例(写真は改善後の状況)

はしごの固定も忘れずに！
(写真の状況は適切です)



足場の妻側に手すり、中さん、幅木が未設置だった事例(写真は違反指摘時の状況)足場の外側と内側の設置方法は適切



昇降設備に手すりと中さんが未設置だった事例(写真は違反指摘時の状況)

② 物体の飛来落下防止措置の違反



足場の内側に幅木が未設置だった事例(写真は改善後の状況)

外側にメッシュシートを設置する現場は増えていますが、内側に幅木未設置の違反が多くあります。

③ 木工機械の安全対策の違反



携帯用丸ノコ盤の接触予防装置を固定して使用している事例(写真は改善後の状況)

木片や紐での固定は止めましょう！

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」していますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年約80人の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約40%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方等として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われないため、治療費の負担や、治療中の収入減など生活に大きな影響をもたらします。

労災保険
特別加入制度のしおり
(一人親方その他の自営業者用)

厚生労働省
建設労働局
労働基準監督署

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

石綿健康管理手帳制度のお知らせ

石綿健康管理手帳とは？ 労働者として石綿業務に従事していた方は将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、**健康管理手帳制度**を設けて、**離職後の健康管理**を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。

●健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。対象となる業務や交付要件等が決められていますので、右のQRコードをご覧ください！



健康管理手帳の交付申請等詳細については

労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

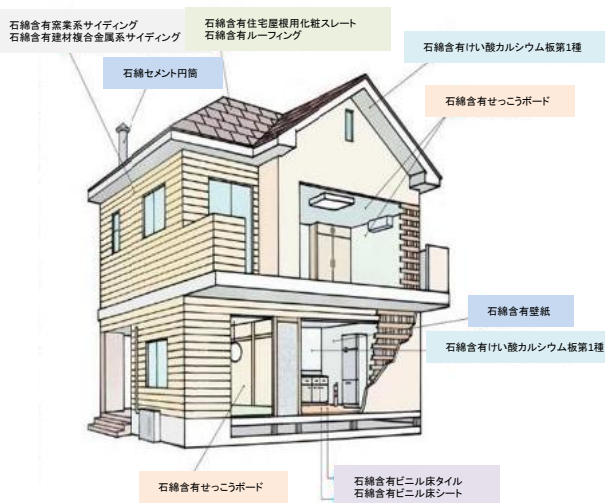
石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！ 木造建築物の解体作業時に石綿含有建材の有無を確認してください！**リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等も含まれます！**

事前調査とは？ 建築物・工作物の解体・改修工事（リフォーム工事等を含みます。）を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。

アスベスト含有建材の使用部位例

石綿含有建材の代表的なものになりますので、参考にしてください。

＜戸建て住宅＞



●事前調査結果を踏まえた工事の施工について詳しくは**石綿総合情報ポータルサイト**をご覧ください！



●事前調査は2023年10月から**建築物石綿含有建材調査者講習**を修了した人等が行う必要がありますので、受講をお願いいたします。

●調査結果の**報告は一定規模以上の工事について、あらかじめ労働基準監督署と自治体に対して行う必要があります。**

石綿事前調査結果報告システム

(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)を使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

システムの利用には**gビズID**が必要です。

gビズID発行手続きは<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
特定の仕事物 (※3)	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

